

静岡県建設工事・建設関連業務委託における 大規模災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル

交通基盤部建設経済局 編 令和5年4月

1 はじめに

静岡県が平常時に発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、地方自治法上の原則である一般競争方式を原則的に適用しています。

しかしながら、今後発生が想定されている南海トラフ級地震等、全県に及ぶ災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧のため、災害復旧に関する工事や測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められます。その際には、入札契約手続その他において平常時と異なる対応が必要となることがあり、令和元年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）においても、緊急性に応じた随意契約や指名競争入札の選択等が新たに規定されたところです。

災害時の復旧に当たっては、早期かつ確実に工事・業務を実施可能な者を短期間で選定し、作業に着手することが求められ、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要となることから、その確実な実施及び周知のため、本マニュアルを整理しました。

2 適切な入札契約の実施について

災害復旧工事等の入札契約については、品確法第7条第1項第3号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされたところであり、災害復旧工事等に着手するため、工事等の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努めることとする。

特に県内広域な箇所において甚大な災害が発生した場合、工事発注に際し施工業者の確保が課題となる。その際の円滑な復旧・復興に向け施工業者の確保を図り、発注手続き負担軽減のために発注ロットの大型化や複数箇所の一括発注が有用である。このため、災害発生時には必要に応じて発注ロットの大型化や、複数箇所の一括発注を検討する。一括発注においては、近隣箇所の一括発注のほか、公共土木施設災害と農林水産業施設災害の一括発注と行った発注機関を跨いだ対応も考えられる。

3 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定する。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

図 応急復旧から本復旧までの入札契約方式の考え方

| 緊急度 | 工事内容 | 入札契約方式 | 契約相手の選定方法 |
|---------------|------|--------|--|
| 極めて 高い | 応急復旧 | 随意契約 | 下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等） |
| | 本復旧 | 指名競争 | 有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況 |

○公共工事の品質確保の促進に関する法律 抜粋

（発注者等の責務）

第七条 （略）

一～二 （略）

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

四～九 （略）

2・3 （略）

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 （略）

3-1 随意契約

発災直後から一定の間に対応が必要となる災害応急対策や、緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（地方自治法施行令第167条の2）を活用するよう努める。次表に随意契約を適用できる工事及び業務の例を示す。契約の相手方の選定にあたっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣の施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表 随意契約を適用できる工事及び業務の例

| 分類 | 工事 | 業務 |
|--------|--|---|
| 被害状況把握 | 緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等 | 緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置等 |
| 応急復旧 | 道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等 | 道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務 |
| 本復旧 | 近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等 | 近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る業務 |

○随意契約適用に当たっての留意点

- ・ 契約事務の公正性を保持し経済性の確保を図る観点から、発注する工事・業務ごとに緊急性、技術の特殊性、経済合理性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意。
- ・ 災害により相見積もりが困難な場合は、「速やかに復旧作業に着手でき、かつ信頼性における業者が〇〇社しかない。」等理由を整理し、単独随意契約により対応できる。

○地方自治法施行令 抜粋

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六～九 (略)

3-2 指名競争入札

(1) 指名競争入札の活用

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（地方自治法施行令第167条）を活用するよう努める。

○地方自治法施行令 抜粋

(指名競争入札)

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(2) 指名選定業者数の設定

指名選定業者数は、災害地域への移動の利便等、発注地域の状況に応じ、「指名理由書作成要領」等の定めに係わらずに設定できるものとする。この場合も財務規則第46条の規定を踏まえ、指名選定業者数をなるべく5者以上を確保すること。

○静岡県財務規則

(指名競争入札者の指名)

第46条 入札執行者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

(3) 1者入札不可の例外

災害復旧工事において指名競争入札を行った結果、参加しようとする者が1人となった場合でも、緊急性が高く、再度の入札実施により災害復旧に影響が及ぶおそれがある場合は、入札の執行を取りやめずに続行する。

○建設工事等競争契約入札心得
(入札の中止等)

第10条 指名競争入札(公募型を除く)において、入札辞退等により、初度の入札又は紙入札における再度の入札に参加しようとする者が1人となった場合は、入札の執行を取りやめる。ただし、災害復旧工事又は業務のうち、緊急性が高く再度の入札実施により災害復旧に影響が及ぶおそれがある指名競争入札(電子入札案件に限る。)の場合及び当初の一般競争入札が不調・不落となったことを受け、再度公告入札に代えて実施した指名競争入札の場合は、この限りでない。

2、3 (略)

4 指名競争入札(公募型を除く)において、初度の入札に入札した者が1人であった場合、開札しない。この場合、紙入札にあっては、その入札書は開封しないで返却する。ただし、第1項ただし書きに規定する場合、開札の結果、有効な入札をした者が1人であっても、入札箱に入札書を投入した者が複数人あった場合及び再度の入札の場合は、この限りでない。

3-4 入札参加資格の取扱い

静岡県建設工事執行規則第5条において、建設工事を請け負うものは、建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者でなければならないとされているが、災害発生時において対応できる有資格者がおらず、例えば広域災害協定において他県の事業者に請け負わせる場合などは、静岡県建設工事執行規則第5条ただし書後段によることができる。この場合も施工能力等を所持することを留保するため、国土交通省の各地方整備局や他の都道府県の競争入札参加資格者名簿掲載者とする。

なお、本取扱いは随意契約による場合のみで、競争入札執行時には適用できないことに留意すること。(地方自治法施行令第167条の11第2項に「工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約」については、長が契約の種類及び金額に応じ資格要件を定めることとされているため。また、財務規則第41条第2項第2号(第47条により指名競争入札に準用)に該当しないため、同号に該当させての入札保証金の免除も不可。)

○静岡県建設工事執行規則
(請負者の資格要件)

第5条 建設工事の請負者は、知事が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)でなければならない。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための建設工事その他知事が特に必要があると認める建設工事で請負代金額が100万円に満たないもの又は建設工事の性質上有資格者のうちに当該建設工事を施工することができる者がいない場合における当該建設工事の請負者については、この限りでない。

4 工事等の一時中止措置について

災害による被害に伴い工事目的物等に損害が生じる又は工事現場の状態が変動したこと

により工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

工事等については、静岡県建設工事請負契約書及び静岡県業務委託契約約款に基づき実施しているところであるが、工事においては工事請負契約書第 20 条、業務においては業務請負契約書第 20 条の規定の趣旨に則り、次のとおり受注者に対する工事等の一時中止措置を適切に行うものとする。

4-1 施工ができなくなった工事等に係る一時中止

工事請負契約書第 20 条第 1 項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないとされている。

このため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、各発注者において、的確に工事の一時中止を行うこととする。

また、業務についても業務請負契約書第 20 条第 1 項の規定に基づき、同様に扱うこととする。

4-2 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事等の一時中止

工事請負契約書第 20 条第 2 項において、発注者が必要があると認めるときは、工事の一時中止を行うことができることとされている。

当面の災害復旧対策のためには、建設機械、資機材の調達、技術者の確保等において、建設企業の協力が不可欠であることから、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い災害復旧等の調査、計画検討、工事への対応が必要であり、かつ、その工事に速やかに着手できる企業が見受けられず、当該施工中の工事の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害復旧対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、受注者の意向も踏まえ、工事の一時中止を行うこととする。

また、業務についても業務請負契約書第 20 条第 2 項の規定に基づき、同様に扱うこととする。

4-3 一時中止の措置に伴う増加費用の設計変更

上記 4-1 及び 4-2 の措置を実施することに伴い必要があると認められるときは、工事請負契約書第 20 条第 3 項において、工事の一時中止に伴い、工期若しくは請負代金額を変更し又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持するための必要な増加費用については契約変更の対象とすることとされている。

このため、工事の一時中止に伴う増加費用が必要となる場合には、契約変更により費用計上を行うこととする。

また、業務についても業務請負契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき、同様に扱うこととする。

4-4 工事等の一時的な中断を踏まえた柔軟な対応

受注者が災害復旧等の調査、計画検討、工事への対応を行う場合は、当該工事等の一時的な中断を含め必要に応じて工期を延長することとする。

また、被災地域外においても、受注者が災害復旧等の対応を検討している場合には、工事等の実施に支障のない範囲で、受注者の災害対応に配慮することとする

5 現場代理人の兼務における柔軟な対応

現場代理人の兼務については、令和4年3月14日付け「現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」により定められているが、災害現場の施工に当たっては、県工事同士であれば現場代理人の距離要件を制限せず、災害現場の施工箇所を兼務件数にカウントしないこととする。国や市町の工事との兼務についても、先方が兼務を承諾すれば同様に扱うこととする。

○現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知) 別紙 抜粋

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

(略)

2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

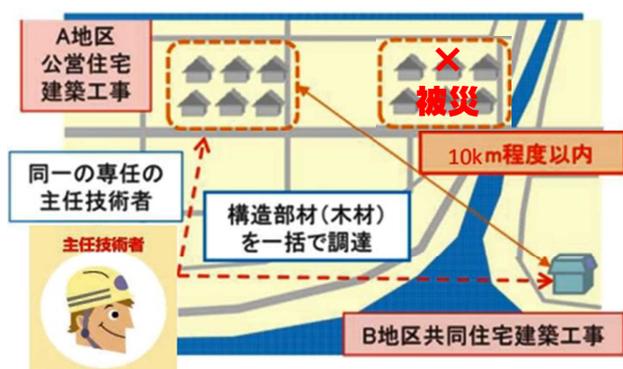
(1) 上記1に該当し、県発注工事において他の工事の現場代理人との兼任を認める場合は、原則、次のアからウを満たす場合とする。

ア 兼任しようとする工事の上限は、原則3件までとする。ただし、兼任しようとする工事箇所に隣接し連続した同種の工事箇所については、原則外として兼任件数を1件として取扱うことができるものとする。

イ 兼任しようとする工事現場が同一の発注機関の管轄区域内（発注機関が異なる場合は、管轄が重複する区域内）若しくは兼任しようとする工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

6 主任技術者の兼任における緩和



建設業法第26条で定めている主任技術者について、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事請負代金額が4,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに、専任の者でなければならないとされているが、建設業法施行令第27条第2項では、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一

の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理できるとされている（図）。

「2以上」は、兼務件数は国交省通知により原則2件とされているところだが、災害復

旧時には3件まで可とすることで、既に2件の兼任をしている専任の主任技術者が災害復旧工事に参加できるようにする。この際、以下の点に留意する。

- ・ 専任での配置を求められた低入札工事の技術者は、兼務制限の緩和の対象外とする。
- ・ 監理技術者については、本取扱いの適用外。
- ・ 災害復旧工事を含んで4,000万円以上の工事に配置されている主任技術者が兼務できる3件の対象工事については、発注者、元請・下請の別、また金額に関わらず主任技術者として配置されている工事を1件として取り扱う。

○建設業法施行令（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（以下、略）
- 二 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

7 支出負担行為や資格委員会の決裁

災害・事故など、あらかじめ予見できない不測の事態により緊急の支出負担行為を行わなければならない場合で、夜間、休日等において決裁者が不在のため支出負担行為の決裁を受けることができないときは、財務規則施行通達第8の5で規定される支出負担行為の口頭決裁が可能となっている。

また、災害による交通機関の途絶等により、資格委員会の委員が集まらない場合は、少なくとも3人以上の委員が参加し開催するか、モバイル端末や電話による説明により資格委員会の開催に代え、発注手続きに遅滞が生じないようにする。なお、随意契約の場合は、資格委員会の開催は不要である。

また、部や局の資格委員会案件において、県庁での審議開催が困難な場合は、部資格委員会委員長（交通基盤部長）や土木担当理事の承諾を得た上で、事務所の資格委員会のみで資格設定を行うこととする。

○財務規則施行通達 第8 支出負担行為（第23条）抜粋

5 災害・事故など、不測の事態により緊急の支出負担行為を行わなければならない場合であつて、夜間、休日等において決裁者が不在のため支出負担行為の決裁を受けることができないときは、作成した支出負担行為何の内容を電話等により報告し、決裁者の口頭による意思決定を受けることにより支出負担行為を行うことができること。

この場合において、支出負担行為何は決裁者の意思決定があつた時に決裁されたものとする。

なお、不測の事態とは、あらかじめ予見できない事態をいい、事前準備の不足などに起因する場合は、該当しないので、運用にあつては慎重に取扱うよう注意すること。